

総務市民委員会記録

日 時	令和5年6月19日(月) 午後 1時00分～午後 2時26分 午後 2時35分～午後 3時15分
場 所	第2・第3委員会室
出席委員	◎石井 昭一 ○佐藤 浩 阿比留義顯 内田 博紀 大橋 昌信 上橋 泉 田中 晋 村越 誠 渡部 和子
委員外出席者	なし
欠席議員	なし
説明のため出席した者	副市長(加藤雅美) 危機管理部長(國井 潔) 防災安全課長(石原祐一郎) 総務部長(飯田晃一) 次長兼人事課長(依田森一) 給与厚生室長(清水純子) 企画部長(小島利夫) 財政部長(中山浩二) 次長兼市民税課長(石田 清) 財政課長(岡村秀明) 債権管理課長(田崎喜一) 広報部長(松山正史) 市民生活部長(永塚洋一) 市民活動支援課長(吉田 敬) 沼南支所長(仁尾順一) 消防局長(本田鉄二) 次長兼指導監査課長(渡邊浩司) 次長兼障害福祉課長(渡辺清一) 住宅政策課長(藤田 真) その他関係職員

午後 1時開会

○委員長 ただいまから総務市民委員会を開会いたします。

○委員長 本日は、お手元に配付した審査区分表に従い、審査を進めてまいりたいと思います。

なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分の質疑が終了した後、議案は1件ずつ、請願は主旨ごとに行います。

委員長から執行部にお願いします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で、必ず所属と名前を述べ、簡明な答弁に努められるようお願いいたします。また、答弁漏れのないよう御注意願います。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められません。また、反問が終了した際はその旨の発言をしてください。

重ねて委員長よりお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。

また、議案資料等を閲覧するため、委員会室に議長から貸与されたタブレット端末を持ち込み、使用することが認められています。使用の際には、操作音等を発しないよう御注意願います。持込みが認められたタブレット端末以外の電子機器の持込みは禁止されていますので、御注意ください。

必要に応じ休憩を入れ、換気を行う場合がありますので、よろしく願います。

---

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

議案の審査に当たって、質疑を行う際には、くれぐれも一般質問とならないよう御注意願います。

まず、議案第1区分、議案第1号、専決処分について（柏市税条例等の一部を改正する条例の制定について）、議案第2号、柏市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、柏市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、柏市一般職職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての4議案を一括して議題といたします。

本4議案について質疑があればこれを許します。

○内田 それでは、議題となりました議案第1区分につきまして質疑をいたします。まず、議案第2号についてでございますけれども、市税条例の改正のうち復興特別税から森林環境税に置き換えをするという項目の部分なんですけれども、現在、復興特別税を充てている事務事業というのはどういうものがあって、どれくらいの費用になっておりますでしょうか。

○財政課長 御質問の復興特別税につきましては、平成23年度から平成27年度までの間に実施する施策のうち、全国的かつ緊急に実施する防災施策の財源とするよう

にということで、国から通知を受けているところです。実際に柏市では平成26年度からこの復興特別税の収入がありまして、令和5年度、こちら予算ベースでござい  
ますが、こちらまで合計しますと約11億円ほどの収入があるということでございま  
す。この主な使途につきましては、柏市では先ほど申し上げた防災事業、具体的  
には小中学校の校舎あるいは屋内運動場の耐震工事、こうしたものを中心に活用した  
というところでございます。以上です。

○内田 それは、あくまでも東日本大震災に伴う事業、復興事業ということで理解  
してよろしいでしょうか。

○財政課長 こちらは、復興事業というよりは防災、東日本大震災を契機とした  
防災事業、今後に向けて災害を防ぐための事業に活用するという位置づけになっ  
ております。そのため先ほども申し上げたような小中学校の校舎等の耐震事業等に  
活用したというところでございます。以上です。

○内田 ということは、今はもう財源執行はないということなんですか。

○財政課長 こちらは歳入のほうは引き続きあるということでござい  
ますが、一応使  
途としては、先ほど申し上げた平成23年度から27年度までの事業に充てるというこ  
とで、そのときの一般財源であったり、またそのときに起こした起債、こちらの償  
還もありますので、そういったものに活用しているという状況でござい  
ます。以上です。

○内田 起債の償還に活用する場合、今後森林環境譲与税にシフトするわけですが、  
その起債の返済財源というのは、どちらから支出されるのでしょうか。

○財政課長 こちらは起債の財源ということで、基本的には一般財源を充てるとい  
うことになります。以上です。

○内田 そうすると、震災特別税から今回議案が通ると、森林環境譲与税に置き換  
えられるという理解をしているんですけども、支払い額は県と市に500円ずつで、  
計1,000円ということで、これの増税等はないという理解でよろしいでしょうか。

○次長兼市民税課長 基本的には、今復興税ということでは、市民税で均等割で  
500円、県民税で均等割500円ということで、今年度までの徴収ということになっ  
ておりまして、来年度からは国税として均等割額に1,000円切り替わるということにな  
りますので、増税はないというふうに認識しております。以上です。

○内田 そうすると復興特別税はもう基本は廃止になるという理解で、森林環境譲  
与税に完全に置き換わるということになるんですね。

○次長兼市民税課長 そう理解しております。以上です。

○内田 そうすると、今までの復興特別税から森林環境譲与税に置き換えられて、  
国から配分される市の歳入というのは、復興特別税のときと差があるのでしょうか。  
減収になるのか、増収になるのか、お示しく下さい。

○次長兼市民税課長 基本的に均等割ということで500円、市民税として徴収してい  
たものがなくなるというふうに理解しておりますので、5年度の納税義務者数約  
23万5,000人、この数に500円を掛けた金額、1億1,700万ほど減収になるというふう

に見込んでおります。以上です。

○内田 減収になるということでございましたので、歳入確保には努めていただきたいと思います。私がもしかしたら少し理解が正しくないのかもしれないんですが、震災復興特別交付税というのもあると思うんですよね。これは、国のほうから分配されている放射線対策なんかに充てている事業などで使っていると思うんですが、この復興特別交付税というのは、今回の議案可決によって切られるということはないということでしょうか。

○財政課長 そちらは、今回の改正等に伴って変更があるということではありません。そのように認識しております。以上です。

○内田 議案第2号については以上でございます。

続きまして、議案第8号についてお尋ねをいたします。一般職職員給与等条例の改正案についてでございますけれども、ちょっとごめんなさい、確認をしたいんですが、一般職職員のほうの改正が行われた時期、いつぐらいから一般職職員は55歳以上の昇給停止をしているんですでしたっけ。

○次長兼人事課長 平成17年に給与構造改革の人事院勧告ございまして、その後段階的に昇給の抑制等を行いまして、平成26年度で55歳昇給停止となっております。以上です。

○内田 今回は、その一般職に準じて、あとは県に準じて、市立高等学校の職員の55歳での昇給停止を、全職員が55歳で昇給停止になるというところを合わせるということになるわけですね。

○給与厚生室長 委員のおっしゃるとおり認識しております。以上です。

○内田 そうすると、市立高等学校を持っている他の自治体があると思うんですが、柏市以外ですと千葉市、習志野市、船橋市、松戸市ですか、こういう他の自治体の今回の給与改定状況というのはどうなっているんでしょうか。これは、県全体で足並みをそろえていくということになっているんでしょうか。条例の上程時期等も併せて教えてください。

○給与厚生室長 委員がおっしゃった千葉市、習志野市、松戸市、船橋市なんですけれども、55歳で県と同じように、基本的には昇給停止をするというふうに聞いております。以上です。

○内田 そうするとこれはどの県も、千葉市も、習志野市も、船橋市も、柏市も給与額は55歳以上の昇給だと、同じ号給であれば同じ金額になるということで、減収になるということは見込まないということでしょうか。

○給与厚生室長 適用される給料表についてなんですけれども、千葉市以外は県と同じ、柏市も含めて同じ給料表で、千葉市だけは独自の給料表なのですが、委員のおっしゃるとおり55歳で昇給停止になるというだけで、減収になるというようなことはございません。以上です。

○内田 千葉市、恐らく政令市ということもあるかと思うんですけれども、これ本市ですと、この4人でございますが、という議案説明資料の記載でございますけれ

ども、この4人の方の影響額というんですか、本来昇給するべきはずだったのが、昇給しなくなるという不利益額というのは、個人が特定されない程度にお示しいただきたいのですが、大体ざっくりどれくらいになるんでしょうか。

○**給与厚生室長** 対象者が4名ということで、あまり特定されない範囲でというお尋ねでしたので、55歳から60までの職員の間で4名ということなんですけれども、今回の昇給停止がなければ、平均で給与月額ベースで500円程度の昇給があったものという認識でございます。以上です。

○**内田** 500円は昇給できていたものがなくなるということなんですけど、議案としては反対するものではございませんけれども、今後の動向とかも注目していかなくちゃいけなくて、500円だからいい悪いという話をするつもりはございませんが、今後のことがちょっと気になるんですね。教職員も一般職も、他の職員、全ての職員を含めて、今度65歳までの定年延長制度が完成した場合には、55歳よりも早めに昇給が停止になるということも想定されているんですか。

○**給与厚生室長** 定年引上げが完成するまでの間については、国から当分の間ということで給与制度が示されておりますので、制度が完成までの間に、国から考え方などが提示されるというふうに考えております。それが提示されるのを待つて検討なりしたいというふうに考えております。以上です。

○**内田** その中には、ちょっとくどいようで恐縮ですが、55歳よりも昇給停止が、例えば52歳とか50歳とか、そういうことになるということも今国のほうでは検討しているんでしょうか。

○**給与厚生室長** 現状でそのようなことは示されておられませんので、現状は国で検討されているというような情報は入ってきておりません。把握しておりません。以上になります。

○**内田** 昇給の停止の年齢が引き下がることというのはちょっと警戒しなくちゃいけないので、8号そのものに反対するものではございませんが、今後の動向はしっかり注視、注目、注意深く見ていっていただきたいですし、だんだん昇給の停止の年齢が引き下がるということの場合は、人事院勧告等とは、方針が変わっても市としての給与の昇給制度は堅持していっていただきたいことは申し上げたいと思います。以上をもちまして私の議案第1区分に対する質疑を終わります。ありがとうございました。

○**渡部** それでは、議案の第2号について伺いたいと思います。これの特にマンションの固定資産税のことなんですけども、会派の説明のときに、およそ334の組合というふうな説明がありました。この要件を満たすマンションの正確な把握というのはできているんでしょうか。

○**住宅政策課長** 20年以上の経過というのが条件になりますので、20年以上経過している205件の把握はできています。以上です。

○**渡部** 総戸数が10戸以上、20年以上経過、特に過去に長寿命化工事、管理計画認定マンション、これの把握というのがちょっと、どんなふうに把握されるのかなと

ちょっと思いましたが、どうなんでしょうか。

○住宅政策課長 20年以上経過しているというマンションの把握はできているんですが、過去に大規模修繕を1回以上やったかどうかといいますのは、すみません、把握はできていません。以上です。

○渡部 たしか概要説明のときには、334の組合に対してダイレクトメールを送る、そして周知をするというふうに説明あったかなと思うんですけど、その点について、もう一度確認させてください。

○住宅政策課長 7月23日、日曜日になるんですけど、マンションのセミナーを予定しています。334の管理組合に対してダイレクトメールを送って、セミナーに御参加くださいというのを通知する予定です。以上です。

○渡部 つまりそのセミナーの案内のときに、こういうふうに市税条例が変更になりますよという案内を同時にするという理解でよろしいんでしょうか。

○住宅政策課長 今回の説明会、一番はマンションの適正化計画と、それから認定制度の説明になろうかと思えます。それに合わせて、一定の要件をクリアすれば、次の年の税制の優遇がありますということも説明はします。以上です。

○渡部 これは、当然ながらマンションの側からの申請によって適用されるということなわけですよ。

○住宅政策課長 そのとおりです。

○渡部 そうすると、実際には要件満たすけれども、申請をしないとか、漏れてしまうマンションがあるんじゃないかなという点がちょっと気になりました。それと、柏市では耐震の診断、マンションに対して耐震の診断の補助を行っていますけども、結果を聞くと大体1年置きくらいに、1年に1回意見あるかないかなんです。毎年あるわけじゃなくて。だから、もちろんその耐震の診断と、こういったことが直接的な関係はないにしろ、間接的には非常に関係があるんじゃないか。つまりそのマンションがずっと長もちするためのいろいろな改修をやろうとしたときに、じゃ診断は、耐震の点はどうなんだろうかというマンションが関心を持てば、そういうことも申請したりすると思います。この件に関しては、例えば都市部の建築指導課なんかとももちろん何らかの形では連携を取っていくということになるでしょうか。

○住宅政策課長 マンションの耐震改修、基準ができたのが昭和56年ということになりますので、42年ほど経過している。その前のマンションについては、相談があった場合には建築指導課と連携して進めたいというふうに考えております。以上です。

○渡部 これは、結構周知を徹底していただく必要があるのかなとちょっと思いましたので、その点はよろしくお願いします。それと、軽自動車税のほうなんですけども、特に特定小型原動機付自転車、これがいわゆるキックボードということなわけですよ。ちょっと確認しますが。

○次長兼市民税課長 おっしゃるとおりでございます。以上です。

○渡部 電動キックボードについては、規制緩和がなされたと。それがその背景なんかもあるわけですが、それでいいのかなってちょっと疑問を実は持っています。電動キックボードについては、今回の改正で自転車と同様の交通ルールが適用になるという理解でいいでしょうか。

○次長兼市民税課長 基本的には２段階右折ですとか、そういったところでは、道路交通法のほうも少し改めるということでは聞いております。以上です。

○渡部 全国的には電動キックボードによる事故、例えば衝突するだとか、接触事故だとか、それが全国の調査というのはちょっと調べて、把握しました。2021年だと、事故が全国で110件、それは前の年の10倍以上になるんですね。ただ、県内の状況とか柏市の状況というのはちょっと分からなかったんですけども、例えばこういう、条例を出す場合、じゃ柏市で電動キックボードの事故なんかはどうだったんだろうかというようなことは、そもそも柏市は何か把握されたりはしているのでしょうか。

○次長兼市民税課長 現時点で市民税課として把握はできておりません。以上です。

○渡部 これは、多分利用される方も増えてくるだろうと思いますし、そもそもその事業者のほうからは、外国人の利用を進めるために免許不要にするだとか、ヘルメットの着用も任意にするだとか、そういった規制緩和のそもそもの目的、これが改正されるその背景ということに関しては非常にちょっと心配しています。これは、柏市でどうこうということではもちろんないんですけども、やはりほかについてもちょっといろいろ意見はあるんですが、２号そのものについては賛成しようとは思いますが、ただこの電動キックボードについては、やはり非常に規制緩和されることによる影響を心配しますので、柏市としてもこの件に関してはぜひ注視をしていただきたいと思います。私からは以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ質疑を終結いたします。  
これより順次採決いたします。

---

○委員長 まず、議案第1号、専決処分について採決いたします。

本案を原案のとおり承認するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第2号、柏市税条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第3号、柏市火災予防条例の一部を改正する条例の制定につ

いて採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第8号、柏市一般職職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で第1区分の審査を終了します。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いします。

---

○委員長 次に、議案第2区分、議案第7号、令和5年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを議題といたします。

本案について質疑があれば、これを許します。

○内田 それでは、議題となりました議案第2区分の補正予算案につきまして質疑をいたします。まず、防災安全課のほうにお尋ねをいたしますけれども、コミュニティ助成補助金の防災組織に対する防災用備品の購入補助についてでございますが、具体的にはどのようなものを購入した場合に補助していく予定でございますか。

○防災安全課長 こちらの地域の防災活動に直接必要な設備等、防災活動に際して使用する資機材等が対象になっております。例えますとテントとか、あと毛布、そういったものが対象になってございます。以上です。

○内田 これは、どの防災組織に交付するというのは、もう仕組みが決まっているのでしょうか。申請方式で、何団体、補助金を交付するとかいう枠はあるのでしょうか。

○防災安全課長 こちらなんですけれども、前年度の秋頃に次年度分の助成申請を行い、前年度の3月下旬に助成金の決定通知が出ます。それに伴いまして、今回本市の町会の自主防災組織が選定されまして、今回補正予算の議決をお願いしているという状況でございます。以上です。

○内田 何団体が補助対象になりますでしょうか。

○防災安全課長 今回は1団体となります。以上です。

○内田 次年度以降も継続して拡充できるもの、必要なものについては確保できるように、補助金の支出も検討していただきたいというふうに思います。これはあれですか、1団体しか応募がなかったという理解でよろしいのでしょうか。



○**防災安全課長** こちらの補助金なんですけども、なかなか採択されることが難しい、厳しい補助金となっております、大体毎年1件当たり、4件までというようなものがございます。今回選定されました町会にあっては、令和元年度から申請をし続けて不採択になっていて、今回ようやく採択されたという状況がございます。以上となります。

○**内田** 分かりました。背景は了解です。続きまして、沼南支所のほうにお尋ねをいたしますが、受変電施設の更新事業、沼南庁舎について、ちょっと目安の見込みが外れてきたと。かなり長期的になるということになっているんですけれども、まずその原因は何が考えられますか。

○**沼南支所長** 近年のウクライナ情勢とか世界的な半導体不足とか、電気製品の供給不足が世界的に起こってまして、それによって想定以上に工期がかかるものがございます。以上でございます。

○**内田** 工期が延びるのを検知したのはいつぐらいなんでしょうか。

○**沼南支所長** 昨年度の秋ぐらいでございます。以上でございます。

○**内田** ウクライナ情勢は、そのときともう同じ状況でございましたが、資材価格の高騰等も状況は変わっていなかったんですが、当初予算でそこまで見積もれなかったというのはどうしてなんでしょう。

○**沼南支所長** こちら関係課とも調整しまして、予算にぎりぎり間に合わなかったというのが実情でございます。以上でございます。

○**内田** 分かりました。延長した期限では、継続費を組んだ期限では完成していただきたいなというふうに考えております。工事が遅れることでの影響というのは何かございますか。

○**沼南支所長** 今のところ、工期延長によって、影響はないものと考えております。以上でございます。

○**内田** 分かりました。じゃ、継続費を設定した期限内での完工に期待しています。以上をもちまして、議案第2区分に対する私の質疑を終わります。ありがとうございます。

○**渡部** 補正予算のうち防災安全課の、特に自主防のことについてちょっと何点か伺いたいと思います。これは、本会議でもたしか出ていたかなと思うんですけども、自主防災組織の組織率というのはどのくらいなんでしょうか。

○**防災安全課長** 現在のところ226団体となります。以上です。

○**渡部** それは町会単位で、つまり町会はあるけれども、そこに自主防が組織されているとかされていないとか、町会と必ず一致するものではなくて、町会でもやはり自主防災組織が組織されているところと、そうでないところがあるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○**防災安全課長** 委員御指摘のとおりでございます。以上です。

○**渡部** コロナで恐らく自主防災組織の活動というのも、このところ非常に滞っていたというか、あまり活動がなされていなかったのではないかというふうに思い

ます。自主防災組織に対しては、今回はいろいろと備品ですとか資機材の購入に対しての補助ですけれども、通常、例年といいますか、通常自主防災組織に対する補助金というのはどうなっているのでしょうか。

○防災安全課長 自主防災組織につきましては、設立当時の補助金と、あと運営に対する補助金というものがございます。以上です。

○渡部 すみません、その金額についてお示してください。

○防災安全課長 設立に関しましては、100世帯まで、基本額10万円以内、100世帯を超えますと基本額10万円に足しますものとしまして、世帯数から100を引いた数を足します。そこに100円を掛けるというような設立補助金になっております。運営につきましては449世帯まで、基本額2万円以内、年額でございます。449世帯を超えますと、基本額2万円に足しますこと、449を超える50世帯ごとに1,000円加算、上限が4万円となっております。以上です。

○渡部 危機管理部も創設されて、この自主防災組織には、柏市も恐らく期待をしているのではないかなというふうに思います。ただ、年々高齢化していて町会の加入者なんかも減ってきたりして、自主防災そのものが非常に今活動が困難になっているのではないかなと思います。それで、いろいろとそういうふうに補助金を出したり、今回のような、まとめて恐らく防災備品の購入なんではなかね、そういうものを使って実際に具体的に何かの活動というのが、コロナの影響抜きにしても、非常にどこも困難な状況にあるのではないかなと思いますけれども、その活動に関しては、柏市から補助金いただくわけですから、毎年その報告というのは義務づけられているのでしょうか。

○防災安全課長 先ほどの補助金のお話をさせていただいたとおり、こちら市民活動支援課のほうで担当している補助金ではありますがけれども、何らかのその報告というものがあるといふふうには認識しております。以上です。

○渡部 どこかで、どこかの時点でといいますか、もちろん柏市も自主防災組織といろいろと関わりを持っているんじゃないかなと思いますけれども、その活動内容の把握ですとか、備品の、例えばどういうものをそろえていて、その整備率がどうなのか等で、具体的に高齢化になってきて、活動が困難になっているのではないかな。高齢化の中でも、そのできる活動がどういうものかとか、自主防災組織をせっかくつくっても、その後、実際には役員が選出されないですとか、活動がなかなか困難だとかいうのはちょっと聞いたりするものですから、やはりこの組織の在り方ですとか、どんなふうな活動やってもらいたいとか、基本はやっぱり柏市のやることに対して、それを補完するような組織というので、恐らく性格はなるんじゃないかなと思うんですね。そこに全て、いろんなことをどんどんやらうということでもないだろうなど。あくまでも自主的に、そこの町会なりマンションなりが計画を持って進めていくものではないかなと思いますけれども、その実態については柏市もきちんと把握する必要がある、その活動の内容も含めてというふうにちょっと感じているんですけど、その点に関してはどうでしょうか、柏市の取組というのは。

○防災安全課長 私どもの職員のほうがコミュニティエリア、21ございますけれども、担当を持っておりまして、日々地域の中に入って連携をしながら、いろいろな御意見を伺っていると。そういったところで、今実態把握のほうをさせていただいているという流れはございます。以上です。

○渡部 引き続き細かく実態を調査、把握していただいて、ですから実際には備品があっても、それが本当に使えるのかな、どうなのかなとちょっと思うこともありますし、いろいろな活動ができて、避難訓練なんかは多分今あまりやられていないと思います。特にコロナになってから、いろんな訓練などもできていないんじゃないかなと思います。そういう中でもできることもあろうかと思えますし、ですから柏市としての確かな支援、こういうこともというような提案、それなどもぜひ求めたいと思います。以上です。

○田中 1点確認させていただきます。コミュニティ助成補助金の防災安全課の昨年秋に募集というか、それで1件だけだったということでしたっけ。それとも何件か応募があったのか、その辺をちょっと、もう一度確認をさせていただきたいと思えます。

○防災安全課長 こちらの補助金なんですけれども、1つの件に当たりまして、4件というところもございます。前回採択された、本市で採択された町会というのは平成30年に遡ります。その後令和元年から、今回採択されました町会が立候補、手を挙げ続けていたんですが、不採択になったということもございまして、なかなかそういった状況を鑑みますと、なかなかちょっと公表というよりは、今回まずこの町会の課題解決というところを優先させていただいたというのが実情でございませぬ。以上です。

○田中 ありがとうございます。これ聞いたところ、宝くじの補助金というふうに聞いているんですけど、間違いないですか。

○防災安全課長 御指摘のとおり、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会資源広報事業として行っているというものでございます。以上です。

○田中 これなかなか回ってこないというか、ところでの、たまたま今回来たというところでのということと理解してよろしいですね。分かりました。いいです。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

---

○委員長 議案第7号、令和5年度柏市一般会計予算、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で第2区分の審査を終了いたします。

次に、第3区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いします。

---

○委員長 次に、議案第3区分、議案第5号、訴えの提起についてを議題といたします。

本案について質疑があれば、これを許します。

○内田 それでは、議題となりました議案第5号の訴えの提起についてお尋ねをいたします。

まず、看護師の未配置とか個別支援計画の未作成とか、こういうことが発生した要因というのはどういうふうに確認しているのでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 実際に監査に入りまして、この事業所の管理責任者ですか、あとサビ管さんとかに聞き取りを行いましたけれども、特に日々の業務に追われて、一部個別支援計画の策定ができなかったというようなものが個別支援計画の未作成の理由であるということと、あと看護職員に関しましては、看護職員さんが突然辞めることになりまして、その後を継ぐ看護職員さんが見つからず、これはちょっと状態としてはまずいとは思っていたけれども、そのまま放置をしてしまったというようなことを伺っております。法人内の業務管理体制に不備があったというのが原因じゃないかと考えているところです。以上です。

○内田 そのときに障害福祉課としては、何らかの支援、指導というのは行われて、看護師が配置できるような体制を早急に構築するということはできなかったのでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 看護職員さんが不足しているという可能性があった翌月には、法人のほうで新しい看護師さんを雇ったということがございましたので、特段こちらのほうで助言、指導を行ったということはありませんでした。もし相談を受けましたらば、例えば訪問看護ステーション利用ですとか、そういったような助言をすることは可能であったと思います。以上です。

○内田 個別支援計画についても、その後遅延しているということは監査以降はないという理解でよろしいですか。

○次長兼障害福祉課長 委員おっしゃるとおりでございます。以上です。

○内田 今回過誤払い金の発生があったわけでございますけれども、この法人事業所につきましては柏市以外も、流山市とか他自治体からも各過誤払い金の返済が指摘されているというところがございますが、本市と他の自治体との大きな違いがあって、他の自治体は任意返済で債務名義を求めないという取扱いになっているんですが、ここは他自治体と足並みをそろえるべきではないのでしょうか。

○債権管理課長 今回返還を求める金額につきまして、柏市の分が突出して多いということで、他市では債務名義を求めないということの対応もあるのかもしれませんが、柏市としては法令の規定どおり債務名義を求めるということでございます。

ます。以上です。

○内田 債務名義を求める根拠法令、条文を教えてください。

○債権管理課長 債務名義につきましては、地方自治法の施行令171条の2の規定ということでございます。以上です。

○内田 そうすると、他の自治体は、この地方自治法に基づく債務名義を担保していないというんですけれども、これは自治体間で情報共有、情報交換をしたんでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 同じように不適切な請求のあった自治体と連絡を取り合っていて、こちらの対応についてお伝えはしております。ただ、他市の取扱いに関しましては、他市の事情もあろうと思しますので、特段こちらのほうで考慮することはないということでございます。以上です。

○内田 あと、他の自治体に関連しては、延滞金も徴収していない自治体もあるということですよ。

○債権管理課長 柏市につきましては財務規則で、履行期限延期する場合には担保を求めること、それから利息の支払いを求めるということになっておりますので、利息の支払いは必要と。また、延滞金につきましても、本来支払いが必要なものというふうに考えております。以上です。

○内田 事業所からは、様々な事情が書面等でやり取りされていて、事業所とのやり取りの中で担保提供が困難だという事情というのは一定程度把握していたんじゃないでしょうか。

○債権管理課長 担保の提供について、例えば不動産とか土地家屋、そういったものがないということは分かっていたけれども、ただそれは担保につきましては不動産に限るものではなくて、人的な担保でも構わないということで、それは保証人ということの提供も求めていたんですけれども、それについてはできないというようなことになりました。以上です。

○内田 事業所の理事も多くはというか、全員がボランティアであって、保証人を受けること、つまり担保提供に供することができないという事情もあったと思うんですが、事業所の具体的な状況というのはどこまで把握していたんでしょうか。

○債権管理課長 当初事業所のほうから、10年間で支払いのほうをしたいというようなことで、私どもの代理人の弁護士とも協議をしていたわけですが、その中で、ある程度会計決算の資料なども示されていたわけですが、ただ最終的に柏市が主張する5年、財務規則でいうところの期限期間である5年というのが認められ、相手方としては受け入れられないということでしたので、それ以上の細かい会計決算の資料を精査するということまでは至っておりません。以上です。

○内田 相手方は、任意返済であれば、10年という期間を提示してこられたかと思うんですが、そこについては協議の対象となったんでしょうか。

○債権管理課長 期間については、相手方の主張は10年、こちらとしては財務規則で10年というのは無資力の場合ということで、通常は5年という規定になっており

ますので、私どもの主張としては5年というところで、この期間についての協議と  
いうか、主張はございました。以上です。

○内田 無資力というのは、かなり財産が少ない状態も含めるのか、全くゼロのこ  
とだけを指しているのか、解釈はどうか。

○債権管理課長 無資力、またはそれに近い状態ということで、全くゼロのみとい  
うことではございませんが、無資力に近いというものを含めてでございます。以上  
です。

○内田 そうすると、この法人はかなり無資力に近い状態であったと私は考えてい  
るんですね。丁寧なやり取りがこの間必要だったと思うんですけども、先方様と  
のやり取りは面接で何回ぐらい行われて、電話でのヒアリングなんかは、この訴え  
の提起に当たるまでどれぐらいの頻度で行われていたんでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 非常に細かいところで、電話とかそこまでは把握している  
わけではございませんけれども、おおむね直接の面会では9回ほど、弁護士さんも  
含めての回数でございますが、9回ほど折衝を重ねております。以上です。

○内田 かなり詳細に先方様は市に対して要望書などを提出したり、議会へも陳情  
を出されましたし、市長のほうにも要望書を出されました。そのときには、それ相  
応の回答しているわけですけども、法的手段を取らないでくれというのを、かね  
がね法人、事業所さんは主張していて、返済する意思というのはあったと思うん  
ですよ。事業所の返済意思というのは信頼できるに値するものでしょうか。

○債権管理課長 今おっしゃった相手方の返済の意思というものですけれども、実  
際にまだ分割を認めたという、公式に認めたわけではないですけども、事実上分  
割の納付も始まってはいますし、そういった意味で納付の意思はあるものとい  
うことは認識しております。以上です。

○内田 債務名義によらない分割納付の今御説明がございましたが、任意の返済と  
いうのは、この返済は裁判中も行われることにもなりますし、その返済額とい  
うのは無効になるということはないんですよ。

○債権管理課長 返済額は無効になるということとはございません。以上です。

○内田 市としては、今回の裁判でどうしても債務名義を取得しないと、差押えも  
できないということになるんでしょうけれども、今差押えが現に行われてしまうと、  
事業所は今後運営できると御判断されていますでしょうか。

○債権管理課長 今すぐに差押えをするという考えはございません。ですから、差  
押えするとどうなるかというところですけども、当然運営に支障がある可能性も  
ございますので、それについては慎重に、仮に差押えをしなければならないとい  
うような場面に至ったとしても、そこは慎重に検討していきたいと思っております。  
以上です。

○内田 本当にそこは慎重に行わなければならないことですし、差押え、債務名義  
の獲得ということも、裁判そのものに対して私は疑問を感じております。それで、  
柏市の財務規則では、先ほども若干御答弁で触れられておりましたけども、その他

特別な事情というところがあるかと思うんですよね。その他特別な事情として解釈をすれば、裁判に至らなくてもよかったんじゃないんですか。

○**債権管理課長** 確かに委員のおっしゃるとおり、財務規則上はその他特別な事情がある場合にはという規定がございますけれども、その他特別の事情に該当するということでは、今回の案件はなかったというふうに考えております。以上です。

○**内田** その該当しない案件だったと判断した根拠を教えてください。

○**債権管理課長** 財務規則の規定が、施行令171条の6第1項第1号に該当する場合、その他特別な事情のある場合ということで、171条の6第1項第1号なんですけれども、これがまさしく債務者が無資力またはこれに近い状態にあるとき、その他特別な事情がある場合ということですのでけれども、当然無資力またはこれに近い状態にあるという、これに類することというふうに理解をしております。この相手方の法人が、相手方の事業所は無資力とは言えないというふうに考えております。というのは、協議の中で示された決算の資料等を拝見したときに、例えば一般の企業でいうところの社債に当たるような部分、出資してもらったお金を出資者に返済をするという部分が、それはきちんとそのお金を準備してきちんと払っているというようなこともありましたので、決して無資力ではないというふうに判断をいたしましたところでございます。以上です。

○**内田** 出資者に支払うというのも、かなりぎりぎりのところで出資者にお金を返していたという状況ですよね。確かに無資力じゃないというのは事実ですけど、これに近い状態、出資者への債務履行というんですかね、それについてもぎりぎりの状態で行われていたので、私はその他特別な事情に該当させて、訴えを提起すべきじゃないということと、やはり任意返済、分割返済を既に任意で始めているわけですから、そこはしっかり考慮していくべきであるということを中心として主張いたします。いずれ裁判やるにしても、やらないにしても、この事業所につきましては育成支援が今後必要になってくるかと思うんですが、かなり多くの利用者さんが信頼を持って通所しているところなので、事業所の発展的な取組というのが必要なんですが、今後の育成支援というのはどのように行っていくんでしょうか。同じことが繰り返されないような取組、指導についてお示してください。

○**次長兼指導監査課長** ただいま委員の御指摘のあった件につきましては、ただいま今回提起させていただいている議案の関係につきましては、これからも継続して確認していく部分があるかと思っておりますけれども、それはそれといたしまして、事業所に対しては通常の実地指導、あるいは問題がある場合には監査というようなものを行っておりますので、そういったものを、それはそれとしまして適正に努めまして、チェックに努めまして、適正な事業運営がされているかどうかということ、あるいは人員の体制等につきましても確認しながら進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○**内田** あまりそこの監査の部分でも高圧的になることがないようにお願いしたいですし、事業所も本当にぎりぎりのところで運営をしているというのは、これはも

う明らかでございませぬので、そういう面には十分配慮していただきたいですし、今後指導監査が行われた場合に、指定を取り消すことを念頭に置くのではなくて、どうすればこの事業所が健全に発展できるのかということに力を置いて指導監査のほうもお願いしたいと考えております。以上をもちまして、議案第3区分、私の議案第5号に対する質疑を終わります。以上で終わります。ありがとうございました。

○上橋 NPO法人ですよね、特定非営利活動、こうした介護事業をやっている例は多いんだけど、介護とか、実はNPOがやっているのは放課後デイサービスね、障害者の放課後デイサービスをやっているNPO法人多いんだけど、こういうところ、このNPO法人で、こうして恐らく給付費を実際やっている事業で、やっていないということを承知しつつ給付費の請求があったんじゃないかと思うんだけど、こういうことってあることなんですか。

○次長兼障害福祉課長 今委員おっしゃったのがいわゆる架空請求ということで、サービスを提供しないけれども請求を行ったんじゃないかというようなお話ということで。

○上橋 やっぱり全然しなかったんじゃないしに、こういうサービスって、追加、追加、追加で来るでしょう。最初どこも、この事業もやりたい、この事業をやりたいと思って、多めに年度当初請求するんだけど、実際そこまでの体制がなければできない。それ毎月毎月給付費の請求しているわけだから、もう今月はできていないな、今月は請求を控えるべきだなって、こういうことをしなかったんでしょねと私は推測しますけど。

○次長兼障害福祉課長 請求に関しましては、見込みで請求という意味ではなくて、月に実際に何人にどういったサービスを提供したかという実績に基づいて請求をしていただくものとなっております。ですので、見込みですとか、実績に基づかない請求に関しましては不適切、もしくは不正な請求ということで……

○上橋 ではないと。

○次長兼障害福祉課長 ええ。この案件に関しましては、実際にサービスを提供していなくて請求したということではございませんでした。以上です。

○上橋 じゃ、どうして過誤請求という問題が起こるんですか。

○次長兼障害福祉課長 この案件は個別支援計画といたしまして、個々の利用者さんに目標を立てて、そこに至るまでどういったサービスを提供していこうかといった計画を必ず立てなくちゃいけないということ。あと、看護職員さんを配置しなければいけないのですけれども、その計画が一部作成されていなかった、また看護職員を配置していなかった期間があるということで、いわゆる、その場合は従来での請求が認められず、3割もしくは5割で請求しなければいけないというところを実際10割請求してしまっていたというので、返還が生じているということになります。

○上橋 一番大きい部分は、やっぱり職員の未配置ですか。

○次長兼障害福祉課長 計画の策定、それからあと看護職員の未配置、どれも最大で5割の減算、5割の請求ということになりますので、もし両方違反が重なった場



合には、どちらか一方、高いほうで返還をしていただくということになっております。以上です。

○上橋 こういうNPO法人が、こういう介護給付あるいは特に多いなと思うのが、障害児の放課後デイサービス、これ物すごい数あるでしょう。こういうような事例が、こういう例が起こっていますか、柏市内で。

○次長兼指導監査課長 ただいまのお話のような件は、他には特に聞いているところはございません。

○上橋 今年度に限らず、過去もう20年以上の歴史がありますよね、このNPO法人がこういう世界に仕事をするようになって。これは、全く初めてということですか、柏市では。

○次長兼障害福祉課長 放課後デイサービスに関しましては、こういった不適切な請求、それからあと不正請求というのは今までなかったと記憶しております。以上です。

○上橋 じゃ、介護は。本件のような。介護だと生活支援でしょう。

○次長兼障害福祉課長 高齢者のほうの介護でよろしいでしょうか。

○上橋 高齢者じゃない。障害。

○次長兼障害福祉課長 障害の生活介護。一昨年度、ちょっと不正請求がありました。

○上橋 ここじゃないよね。K2さんじゃないよね。

○次長兼障害福祉課長 違います。株式会社経営になりますけれども、指定の取消しを行った事業所が生活介護1件ございます。以上です。申し訳ありません。訪問介護です。失礼いたしました。

○上橋 分かりました。以上です。

○渡部 まず、このような訴えの提起ですね、5号のような議案が、ここは債権管理課がありますので、出るたびに、やはり本当に判断をどうしようかということを楽しみます。それで、基本的なことで、柏市としてはもちろん利用者がたくさんいらっしゃるわけですから、そこを配慮して強制執行は極力避け、事業を存続させることを前提とした対応を行う。強制執行というのは極力避けるというふうな言葉で書いてあるわけですが、強制執行ももしかしたら万が一あり得るかもしれないということで、やはり今作業は進めているのでしょうか。

○債権管理課長 まだ進めているというようなことは全くございません。以上です。

○渡部 つまり強制執行は今後あり得るかもしれないということでしょうか。

○債権管理課長 可能性としてはございますけれども、それはよほどのことで、例えば相手方がもう支払いを明確に拒否するとか、ちょっと連絡が取れなくなってしまうとか、そういったことで、そうでない限りは任意の分割での返済にも応じていくというつもりでございます。以上です。

○渡部 あと、ちょっと基本的なことを伺いたいですけれども、今回NPO法人のK2、説明文の中に出てくるのは、わたの実、ここはいろんなサービスを提供して

いると思います。問題になったのは、このわたの実という施設のみということなんでしょうか。このわたの実でいろいろ問題があって、そこだけがこの法人の中では問題になっているということの理解でよろしいのでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 委員の御指摘のとおりでございます。以上です。

○渡部 先ほど実地指導と監査ということをおっしゃいました。実際にこのような障害者施設に対して、その実地指導、それと監査、これはどんなふうな体制で行っているのでしょうか。

○次長兼指導監査課長 実地指導につきましては、通常の実地指導は国の指針に定められておりまして、3年に1遍事業所を訪問しまして、実地指導を行うということになっております。実地指導では、事業所で例えば基本的なところ、人員の配置が適正か、あるいは設備の基準が適正か、運営の基準どおりに進められているか、そういったことを確認するのが実施指導でございます。実地指導である程度その問題が発覚した場合には口頭指導、あるいはもう少し重ければ文書指摘ということを行うわけですが、さらにその重大な人員配置の問題があった、あるいは実地指導とは別に何か大きな問題が発見された場合には監査という段階に入りまして、もう少し詳しく調べていくというところでございます。以上です。

○渡部 日常的に、法律に基づいて3年に1回の実地指導以外に、柏市がこのような施設と、日常的にはどういったつながりがあって、柏市としてはいろいろと支援をする、例えばその施設が何らか困っていれば相談に乗ったり、いろんな形で関わると思います。日常的な関わりというのはどんなふうになっているのでしょうか。

○次長兼指導監査課長 事業所への通常の間わり、あるいは支援ということにつきましては、先ほどの国の指針で示されました3年に1度の実地指導のほかには、いろいろと日々事業所からの相談がありますので、そういったものに応じながら、それに対してある程度市のほうで対応が必要だというものにつきましては、個別に事業所を訪問して状況を確認したりということをしてしております。あくまでも考え方としましては、その利用者の方に御不便が生じないようにということを主眼に置きまして日々の支援を行っているところでございます。以上です。

○渡部 障害者施設だけではなく、ほかの福祉施設も相当な数がある中で、柏市の人員で、例えば保育だったら保育のほうで、監査とかそういうのは今度は別になりましたけども、日常的な関わりというのはそれぞれだと思うんですけども、相当な数がある中で、そこと柏市が日常的に綿密な打合せがあったり、先ほど、相談があったり、事業所からの相談があったりありましたけれども、だからそういうことがなければ、事業所との関係というのはどうなのかな、薄くなっちゃうんじゃないかな、それだけの柏市の職員の体制があるのかなということは疑問に思いました。それは、今回この議案に関しては大変詳しい資料が出ています。それだけ経緯があったからだと思いますけども、かつてない詳しい資料だったなというふうにちょっと思いました。ただ、やっぱり一番気になったのは、柏市の実地監査で、実地指導でこれが分かったのではなく、申出によって分かった。つまり内部告発ではないかと

いうふうな、そんな議会のやり取りもありましたけども、これは事業所側から何かしら柏市にそれを報告をしなければ、柏市は把握しないまま過ぎていつってしまったのではないかということは想定されますか。

**○次長兼指導監査課長** 問題点が、実地指導で確認できなかったのかどうかということに関しましては、この当該わたの実への実地指導につきましては、施設が開設以来、最後に実地指導を行いましたのが平成31年1月29日でございます。このときには、結果としましては特に指摘事項、重要な指摘事項等はなかったと。人員配置あるいは計画の部分も含めまして特になかったということでございます、問題点はその時点では特になかったと。その後、そういうことが発生したのではないかとということで、それ以降実地指導は行うことがございませんでしたので、実施指導のときには、特に実態として恐らく問題がなかったのではないかとというふうに考えてございます。以上です。

**○渡部** 看護職員の未配置というのは、ちょうどコロナの時期とも重なるわけですけども、コロナによる影響だということは、柏市ではそんなふうには思わなかったのでしょうか。

**○次長兼障害福祉課長** コロナの影響はなかったかといいますと、全くなかったというお答えをすることは難しいのですけれども、ただ大部分といいますか、ほかの事業所に関しましては適切に人員配置をして、運営をされているということでございますので、コロナの影響というものはそれほど大きくはなかったのではないかと認識しております。以上です。

**○渡部** コロナの影響というのは、どこの事業者にもあったわけですね。だから、柏市もいろんな支援の策を講じたと思います。それで、令和3年の1月に、国のほうから障害福祉サービスの事業所の対応についてというのは通知が行っていると思います。これは、コロナの影響でいろいろサービスが十分にできなかったり、人の配置とか、そういうことでの指導だったと思いますけども、この国からの通知というのは、柏市ではどんなふうに障害者の施設に対しては適用されたんでしょうか。しなかったんでしょうか。

**○次長兼障害福祉課長** 当時国から通知が来ますと、それに関しては全てこちらでメールアドレスを把握しておりますので、事業所さんに対してその通知を送付して、あとその解釈についても分かりやすくといいますか、分かる範囲でメールに添付して、送付をしておりました。また、相談があった場合には、適宜国にも確認しながらお答えをするという対応をしておりました。以上です。

**○渡部** 私が気になったのは、国の通知の中の、例えば柔軟なサービス提供について、これコロナの影響に関してのあれですよ、人員基準等の臨時的な取扱いを踏まえ、柔軟な対応を検討すること、サービス提供についていわゆる柔軟な対応を検討すること、それと一時的に人員や運営の基準を満たすことができない場合にも、報酬を減額しないことや、利用者サービスのできる限りの支援を行ったと市が認めるときには報酬の対象にするとか、いろんな柔軟な対応というのがこのコロナの影

響の下で国から通知が来ているのではないかと思います。それで、先ほど看護職員に関して、ほかの事業所はあまり問題なかったと。だから、ここが配置できなかったというのは、別にコロナの影響ではなかったんじゃないかみたいな答弁だったと思うんですけども、当時ですね、今もそうかもしれませんが、看護師って本当にどこも不足をしていて、確保するのが大変で、それはどんな施設でも恐らく同じような状況があったのではないかと思います。ですから、今回のケースの場合も、看護職員が未配置であった、いろんな指導とか、いろいろしてはいますが、私はコロナの影響は恐らくやっぱりあったのではないかなと思うんですね。そうしたときに、国の通知を柏市がどういうふうを受け止めて、この施設とのやり取りの中で、こういった国からの通知も生かされるべきだったのではないかなということ、今ちょっと質問をしました。だから、そういうこともぜひ配慮をしながら、こういうことは進めていただきたいというふうに思います。それと、やはりこういった障害者の施設の場合、確かに柏市も言っているように、利用者が施設を変ってしまうということは、慣れるまでに非常に大変です。ですから、もう事業を存続することを前提とした対応、これは当然ながら求めたいと思います。それで、いろいろ言っている中でも、恐らく柏市が強権的な対応にはならないだろうと、丁寧に対応していただけるんだろうというふうには思いますけれども、恐らくここに書かれていないような、もっと細かいやり取りがあるのではないかなと思います。それで、現状例えばこの施設の状況、今どうなっているのか私ちょっと分かりませんが、例えば利用者に変化が出たり、利用者側にいろんな不安が出たりということは、現時点では何かそういった報告というのはあるのでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 委員おっしゃるとおり、事業所の存続、それからあと丁寧な対応ということ、これを第一に心がけて今後対応してまいりたいと考えております。この事業所の利用者の状況でございますけれども、この事業所、5月14日の日曜日に行われましたグリーンフェスタに、障害者の事業所として、そちらで作っておりますお菓子などを販売するという事で手を挙げていただきまして、そういった市の販売会などにも積極的に、今回の案件があった後も出席をしていただいているということで、そういったところからの推察になりますけれども、利用者への影響というのはそれほど大きくないのかなというふうなところはちょっと思っているところでございます。以上です。

○渡部 つまりこういうことって、恐らく利用者は分かっていると思います、その御家族も。そういった中で、利用者が他市の施設に移るとか、この事業所にちょっと行けなくなってしまったとか、そんなふうな利用者側からの影響は、今の話だということ、再確認ですけども、利用する方が減ったり、そういう休んでしまったりということはないというふうには理解していいですか。

○次長兼障害福祉課長 委員がおっしゃるとおり、利用者さんがやめて、こちらの事業所の利用者が減ってしまっているというような状況は現在ではございませんので、今後とももしそういうところがあれば聞き取りなどを行いまして、適切に対応

してまいりたいと考えております。以上です。

○**渡部** じゃ、最後にちょっと1点だけ伺います。こういった例えば訴え、和解、いろいろな債権管理課が関わる議案が出るたびに、本当にその背景ですとか、じゃこの議案が成立した後に、私ども過去に1度だけ実は反対したことがあります。もっと柏市が事前に対応して、それは生活保護に結びつけられなかったのかというところで反対した議案が私の記憶では1回ありました。あとの議案については、ほぼ賛成をしてきています。そうすると、この議案が出た後、柏市がどんなふうに対応して、どうなったかというのはなかなか議会には出てきませんので、実は分かりません。ただ、債権管理課としても、やはり事業所の存続ですとか、例えば対市民だったら、その市民の方の生活再建、その後どうやって生活を再建していったらいいのか。生活を侵すような徴収をしたりとか、そういうことはないというふうに思っていますけども、債権管理課として今までいろいろ議案がある中で、また議案に出ない場合でもいいんですけども、市民のそういう生活再建の立場でいろいろ努力して、こんなふうに解決したり、いいこともあったとか、市民の生活再建に結びついたとか、そういう事例も恐らくあるだろうと思うんです。議案が出たその後の取組で、何かちょっと典型的なことっていいですか、もし教えていただけることがあれば、なかなか議案が出るときって、私たちつらい立場で判断をしなければなりません。何か明るいようなことって、もしありましたらお知らせください。

○**債権管理課長** 訴訟を行って、大抵勝訴ということになるんですけども、じゃその後どうなるか。給与の差押え、給与の取立てなんかで会社相手にやる場合なんかは、かなりの確率で債権の回収ができるんですけども、今回の件はどうなるか分からないですけども、通常、例えば生活保護費の返還金ですとか、市営住宅の家賃の支払いとかというふうになると、正直言って判決は得ても、なかなか回収が進まないというのが実態としてはございます。ただ、その中でも、本当に支払いができない人に関してはしかるべき措置を、例えば先ほども出ましたけれども、無資力ということが分かれば10年間延期をして、10年後には、もう状態が変わらなければ、もう債権はなしに、免除になるとか、そういったことは法令上定められていることでもありますし、そういった適切に債権管理をしていくように努めているところでございます。ですから、訴訟になるような案件でなくても、例えば市税、国保料等々回収するときには、やはり、当然、払わなきゃいけないものを払ってもらうということは原則なんでしょうけども、当然その相手方の収支の状況をよく聞いて、決して無理して払わせるということはないように、最低限生活ができる金額というのは必ず残すというような考えで債権管理、滞納整理を行っているところでございます。以上です。

○**委員長** ほかに質疑はありませんか。——なければ質疑を終結いたします。  
これより採決いたします。

---

○**委員長** 議案第5号、訴えの提起についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後 2時26分休憩

○

午後 2時35分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長 次に、請願を審査いたします。

まず、請願第1区分、今期定例会で受理した請願68号、インボイス制度に関する  
ことについて主旨3、柏市として2023年10月1日から導入予定であるインボイス制  
度の延期を国に要請してくださいを議題といたします。

本件については所管する担当部署がないため、各委員の意見があればこれを許し  
ます。

○上橋 じゃ、意見だけ言いますと、この世の中には2種類の人間がいて、皆さん  
のように法律を読んだり、規則を読んだりというのは非常に得意な人たちがいるん  
だけど、一方こういうことには全く生来得意じゃない、能力がないと言ってもいい  
かもしれん。けども、どういうわけかこういう人はいろんな知恵があつて、必要な  
物資、今人々は何を求めているかということ直感的に把握して、人々が求めるも  
のを探してきて、供給する人たちがいるんです。こういう人たちが生きていける場  
を世の中に残しておく必要がある。彼らが活躍する場所というのは、なかなか税務  
署が把握しづらい部分なんですよ。今日本で事業を、人を雇って経営すると、まず  
一つは労働法の問題、育児休暇制度なんかも最近スタートしたけど、育児休暇、ま  
た男性の育児休暇も大変ですよ。経営者がこういうことを理解しようとするれば、本  
来の業務に費やす時間がなくなっちゃうんだよ。税制についてもそうです。インボ  
イスが導入されると、このインボイス制度について会社の経営者が勉強したりして  
対応しようとするると、本来業務ができなくなっちゃう。だったら、こういうのを士  
業にやらしたらいいじゃないかという感じで、税理士だとか、そういう士業にある  
人はやってくれるんだけど、これまた高い金出す、かかる。そもそもがそんな大き  
い事業やっていないから、利幅も小さくて、それでも経営者の家族と従業員1人か  
2人かぐらいでやっとなら食っている事業の人たちが、士業の人たちにこれまた高い報  
酬を払っちゃうと、経営が成り立たなくなるわけです。果たしてこういう社会が、  
日本がなったとき、日本が活力ある社会があるだろうかと非常に疑問に思いますね。  
日本だって、有事はいつ起こるかもしれませぬよ。北朝鮮の弾道ミサイル、この失  
敗して、日本海落ちちゃったけど、これがぼんと落ちていたらどうするんですか。  
これが霞ヶ関に落ちたらどうするんですか。そうなったときにでも、人間は生きて  
いかなくちゃいけない。そういうときに、我々に食べるものほかを提供してくれる

のが、こういう形なんだって。こういう人たちが社会で活躍できる場を残しておく必要がある。そうすると、彼らも、そうだね、こういう人たちが活躍できる場を残しておく必要があるな、いざこの国が危機に陥ったときにね。例えばこんなこと言うのはあれだけど、実は、ちょっと意見だから言います。第二次大戦中、日本にもガダルカナルで日本人は、日本の兵士はたくさん餓死したんだけど、実はあるところには物資がたくさんあったそうなんです。そういうことが報告をされています。こういう知恵のある人がいて、この人たちは餓死していく兵隊さんに食料渡していなかったから悪い人だよ。悪い人だけども、こういう知恵のたけた人間っておるもんなんだよね。物が無い、ない言いながら、探してみれば世の中でどこか物がある。こういう点だよ。生来の才能を持った人たちの活躍できる場所を残しておく必要があると思えば、やっぱりこういうインボイスのような制度は導入しないほうが私はいいと思います。私の意見です。

○内田 インボイス制度に関する事、請願の主旨3、国に対してインボイス制度の延期を市として求めてくださいということでございます。今回は意見書ではなくて、請願が、意見書ですと議会が議決して出すわけですけれども、今回は役所の側に求めてくれということでございます。これは、私はインボイス制度の影響というのは、10月に導入されたからといって、その場ですぐ出てくるものではないと思います。影響が出るのは、やはり申告の時期だと思うんですね。そうすると、ここで大混乱が起きて、課税事業者を選択した場合、もしここに滞納が起きたら大変な混乱が起きるわけですよ。課税事業者を一方で選ばせるような構造をつくっているわけで、免税事業者が私の周囲にも小規模事業者、個人経営の方いらっしゃいますけれども、あたかもその免税事業者でいうと、肩身の狭い思いをしなきゃいけないというような声というのはたくさん聞くわけですよ。インボイス制度は、やっぱりやらなきゃならない義務のようなものとして捉えられてしまっている方がいて、でも実際には1,000万円以上の所得はないし、そういう中でやっぱり苦労しているところ、やはりインボイスに登録しないと、取引自体がなかなかできない。これは、以前の議会、前総務委員会的时候にも申し上げましたけれども、やっぱり取引上不利益が起きる。やっぱり経費算入の問題というのがありますので、そういうところで取引上不利益が起きると。そうすると、何となく免税事業者ではいられなくなってしまう。そうすると、インボイス制度に登録する、その影響が誰も莫大な課税がされると思わないでもインボイスに登録した場合、申告時期にかなりの額の請求が、納税額が来るということになった場合の滞納の問題とかはやはり深刻になってくると思いますし、またそこで苛酷な滞納処分が行われるということも非常に、特に国税でもございますので、懸念の材料でございます。私は一旦立ち止まって、市の皆さんにもここはぜひ、質疑はできないのでお聞きはいたしませんけれども、商工振興課、財政課で御協議いただいて、国に対してインボイス制度の延期を求めていただきたいですし、その前提としてこの請願を採択して、市が動きやすい状況を、インボイス制度の延期を国に求めることができやすい状況を、請願を採択

して、市の側に提供していったらあげたいということで考えますと、本請願につきましては採択をしていくべきであることを主張いたします。以上で意見表明を終わります。

○渡部 基本的なことですけれども、請願者が請願をしたときに、その趣旨説明を委員会でできないという柏市のこの委員会の仕組みというのに、私どもはいつも疑問を感じています。それで、改選の後には請願者の趣旨説明をできるようにしてくださいという要望をしますが、残念ながら反対をする会派の方がいらっしゃるの、請願者は委員会で趣旨説明を行うことができません、柏の議会は。近隣では、野田でも、流山でも、我孫子でも請願者の趣旨説明というのはきちんと保障されているんですね。こういったときに、これは総務市民に係りますので、執行部に例えば質問できませんよと、担当がいませんからと、こうなりますけれども、これ建設経済でも恐らく議論したと思いますけれども、いろいろ関わってくるわけですね。市のほうだって把握していることだって恐らくあると思います。だけど、そういう市が恐らく知っているだろうなと思うようなことも、この委員会では聞くことができないんですね。もちろん事前に商工ですとか、いろいろ聞いたりも、商工振興課に聞いたりもします。ただ、請願者の趣旨説明が委員会でなされないということは、この主旨2のところは、こういう聞く場を設けてくださいということも重なると思いますけれども、私はほかの委員の皆さんにも、ぜひ直接審査するに当たって意見を聞き、またそこで質疑ができれば、疑問点も私たちが聞いて、それに請願者が答える、それはやっぱり議会として当然のことだと思えます。そのことは直接的なことじゃないので、ただ意見表明としてはぜひそのことは主張させていただきたいし、請願者が少なくともこういう請願を出したときに、態度を、ただ手を挙げる挙げないということだけではなくて、なぜ反対なのか、なぜ賛成なのかという意見は議員として請願者に対して誠実に態度を示すという点でも、私は意見は述べるべきだというふうに思います。

その上で、具体的な中身の中で言わせていただきますと、10月の導入を間近に控えて、今は国税局が急いで急いでというのかな、郵送でインボイスについていろんなところにお手紙を送っています。それは、国会のやり取りの中でも出ていたけれども、恐らく一斉に約86万通、2億円を超えるようなお金をかけて、制度の説明、10月から実施をするというこの時期に、国税庁が、なぜ今わざわざそういう通知を、高い国民の税金を使って行うか、それは不安もある、理解もされていない。10月にこれが実行されたときに、大混乱が起これるのではないかと、私はマイナンバーと同じ状況という、ちょっと想像してしまうんですけれども、混乱が恐らく起きるのではないかなと思いますし、私どもに届いている声というのは、もうインボイスが導入されて、自分が免税業者かどうか選択しなければならない、取引ができなくなってしまう、免税業者でなく課税業者になったら、とてとても税金は払えずに廃業するしかない、本当に不安だ、そういう声しか聞こえてこないんですね。そういう声が委員の皆さんのところに届いているのかどうか、本当だったら、ぜひ私お聞



きしたいなと思うんです。今回の請願は中止を求めているわけではなく、延期を求めているんですね。一度立ち止まって、もう一度きちんと十分な理解の下に、問題点があったら解決をしていく。確かに国のほうでは、全国商工団体ですか、商工会議所なんかの意見なんかもあって、一部修正があったり対応していますが、それも期限があるわけですね。それで十分に救えるとか納得いくというふうな方向にいくとは私は思えません。ですから、柏市内のそういう個人事業主、中小零細企業の皆さんの営業、柏市に与える経済の状況、いろんなことを考えたときに、柏市議会として、市民やそういう事業者の皆さんの暮らしをどう守っていくのかということを考えてら、ここは一旦立ち止まって延期を求める、そのことを市に要請する、それは私は議会として当然の態度ではないかというふうに思います。少なくとも私に届いている声は、不安でしょうがない、続けられるかどうか分からない、そういった声です。柏の事業所の中で、恐らく廃業してしまうところ、あと営業を続けられないところ、もう本当にこの際やめようって考えている人たちもたくさんいると思います。地域経済がかなり壊れてしまうんじゃないかなと不安を持っています。こういう請願に対する態度というのが、その後柏市の経済ですとか、市民の暮らしにどういう影響を及ぼすかということがやっぱり問われる一つの試金石ではないかなと思いますので、ここは中止ではなく延期を求めているわけですから、ほかの委員の皆さんもぜひ自分の態度をきちんと請願者に分かるように表明をしていただいて、何ら不安はない、国でこうやっているから大丈夫だと、これはちゃんとうまくいく、柏市でそんなに困る人もないだろう、もしそういうことを自信を持って、これを仮に不採択にするのであれば、その理由というのもきちんと請願者に分かるように述べていただいて、態度を示していただきたいなということはほかの委員さんにも要望したいと思います。私は、これは議会としてきちんと採択をして、柏市としても恐らく商工振興課なんかではやっぱり不安を持っていると思います。ここにはいけませんから直接聞くことできませんけれども、柏市として今後どうしていくかということも、市民の暮らしを守るために考えていかなければならないことで、そこには議会としてきちんと協力をしていくことが必要だと思いますので、ほかの委員の皆さんもぜひ御意見を言っていていただいて、賛否の態度を示していただきたいと思います。以上です。

○委員長 ほかに意見はありませんか。——なければ、終結いたします。

---

○委員長 請願68号の主旨3について採決いたします。

本件を採択するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、本件は不採択すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、請願第2区分、今期定例会で受理した請願69号、加齢性難聴者の補聴器購入に公的補助についての主旨5、小型のヒアリンググループを近隣センター

等の公共施設に配置してくださいを議題といたします。

本件について質疑並びに意見があればこれを許します。

○内田 議題となりました請願69号でございますけれども、小型ヒアリンググループを近隣センター等の公共施設に配置してくださいというものでございますが、まず小型のヒアリンググループが中央公民館に整備されているわけですね。障害福祉課にも整備されているんですが、これは近隣センターに拡大するという前提として、利用状況というのはどのように、上がってきているのかどうか、状況が分かればどう聞いておりますでしょうか。

○市民活動支援課長 障害福祉課で今貸出しているヒアリンググループの状況ですが、前々年度、令和3年度につきましては全体で28件のうち近隣センターはゼロ件でしたが、昨年度、令和4年度は全体で65件のうち近隣センター3件という形で、数のほうは上がってきております。以上です。

○内田 今だとやっぱり貸出しを受けて近隣センターに持っていくという形を取らなければならないわけなので、近隣センターにもやっぱり配置をしていくべきだと考えるんですね。これは、何千万もすることではないと思うんですよ、予算の面でね。近隣センター22館に仮に配置した場合、どれくらいの費用になるんでしょうか。

○市民活動支援課長 大体小型ヒアリンググループ、1セットで税込み30万ほどかかりますので、22件やれば650万ほどになるかと思えます。

○内田 私は、そこは必要経費の枠だと思いますので、ヒアリンググループにつきましてはぜひ整備していただきたいというふうに考えております。全体的にヒアリンググループの利用というのは、中央公民館部分についてはどう聞いていますか。上がっていると聞いていますか。

○市民活動支援課長 中央公民館部分については、令和3年度で言えば28件のうち21件が中央公民館、4年度は65件のうち50件が中央公民館というふうになっております。以上です。

○内田 やはり数字上、上がっています。確かにまだ2桁台ではございますけれども、これは配置があれば当然利用者は増えるわけで、配置がないから利用が伸びないという、卵か鶏かの問題になってしまいますので、やはりここは配置をしていくということは必要ですし、聴覚障害者への合理的配慮という意味でも、私はヒアリンググループが近隣センターにあることが自然だというふうに考えております。ですので、ぜひ650万の費用対効果というのを生み出していくという意味でも、必要経費でございますので、私はこれを、請願を採択していただいて、本当にユニバーサルデザインのバリアフリーのまちづくりというんですか、こういったところをさらに推進していきたいという立場でございますので、本請願への採択を求めるものでございます。以上で請願69号に対する私の質疑、意見を終わります。ありがとうございます。

○渡部 まず、確認をさせていただきますが、ヒアリンググループを常設している場所というのを教えてください。

○市民活動支援課長 常設していますのは、この中央公民館ラコルタの5階の講堂、それからアミュゼ柏のクリスタルホールの前列の部分、そしてアミュゼ柏の2階の会議室、こちらに常設しております。近隣センターには常設しておりません。以上です。

○渡部 常設の箇所が非常に柏市少ないなと思います。近隣でも議会の傍聴席に常設している自治体もあります。柏市は、以前請願が出たときですか、反対されて、議会の傍聴席に常設ありませんけども、やはり難聴者の方からすると非常にこのヒアリンググループで聞こえがよくなる、つまり市民にとっても活動がより活発になるわけなんですね。今内田委員も質問をしておりましたが、30万というお話ありました。移動型について、恐らく中央公民館には大きいのと小さいのと2つあるんじゃないかと思うんですけど、この30万というのはどちらのほうの費用なんでしょうか。

○市民活動支援課長 大きめのやつを携帯型ヒアリンググループと申しまして、それよりも新しい最新のもっと小さいのが小型ヒアリンググループ、この小型ヒアリンググループが1セット30万ほどになります。以上です。

○渡部 利用された方は、本当にこれがあってよかったと、聞こえるようになったと、もう全然違うというお話聞きます。ですから、これは私も本当に、今費用を聞いても、650万だったら、市民活動を本当に活発にしていく、支えていくためにも、これは請願を採択すべきだなと、私たち採択、ぜひしてほしいなというふうに思います。今も近隣センターでの利用というのがありました。内田委員も今言っていましたけども、中央公民館に行って、借りて、自ら運んで、設置をして利用するというふうなやり方なんでしょうか。

○市民活動支援課長 委員おっしゃるとおり、今の状況ですと中央公民館まで一旦借りに来ていただいて、それで使う場所が、先ほど遠いところですと南部近隣センターというのがございました。南部近隣センターまで持って行って、実際に使って、また市の中央まで返しに来なきゃいけないというところがございますので、そのお話を聞いた上で、私どもとしてもいきなり22館全部とは難しい面はあろうかと思うんですけども、北部に1件とか南部に1件とか、そういった形で近くに拠点となるようなところでまず設置をして、そこの実績を見ながら徐々に増やしていけたらなというふうには考えてはいるところです。以上です。

○渡部 市の方針に非常に前向きなものを伺いました。私は、22館全てに設置してほしいと思いますけども、確かに遠いところからわざわざ借りに来るというのではなく、どこかまずは拠点を決めてもらって、そこでお互いに融通し合うというので、その利用状況を確認して広げるというのも、考えてみれば一つの方策かなと思います。私も市境の外れに住んでおりますので、仮にここまで車で借りに来て、また返しに来なければならぬ。それは、往復の時間もそうですけど、大変手間のかかることで、私の住んでいるところの西原近隣センターで使った実績というのは恐らく一度もないと思います。ですから、今課長のほうからもそんなふうを考えているというお話もありましたので、ぜひこれは、文言としても公共施設に配置してく

ださい、全ての近隣センターに今すぐ配置してくださいという文言ではありませんし、そこは効果を見ながら広げるという方法でもいいですので、ぜひ採択をしていただいて、市民が本当により利用しやすく、活動も、サークル活動なども含めて活発になるように私たちも応援していきたいと思っておりますので、ぜひ委員の皆さんにもこれを採択していただきたいなということもお願いしまして終わります。

○委員長 ほかにありませんか。——なければ、終結いたします。

---

○委員長 請願69号の主旨5について採決いたします。

本件を採択するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で請願の審査を終了いたします。

次に、専決処分についてを議題といたしますが、報告に関係しない執行部の方は退席されて結構です。どうも御苦労さまでした。

---

○委員長 次に、専決処分についてを議題といたします。

50万円以上200万円以内の専決処分については、定例会中に開催される常任委員会へ報告することとなっております。今回該当するいわゆる専決処分がありますので、執行部からの報告を求めます。では、報告をお願いします。

○債権管理課長 令和5年6月2日付で報告をいたしました専決処分についての2番、訴えの提起の1番について御報告いたします。本件は、柏市明原にあります株式会社FBIというところに対しまして、従業員等の未払いの国民健康保険料について、本市が差し押えた給与等債権の取立て額160万2,000円の支払いと訴訟費用の負担を求めるものでございます。訴えを提起するに至った経緯について簡単に御説明いたします。この会社の従業員等につきましては、市税と国保料合わせた納付相談を平成26年度頃まで実施しておりましたが、交渉がうまくいかなかったため、差押えを行う方針に切り替えて、本件の差押えのほかに、以前の勤務先からの給与差押えや預金差押え、不動産差押えなどを市税、国保料ともに行っております。本件の差押えは平成30年9月に行ったもので、当時滞納していた平成27年度から平成30年度途中までの市税を含んでおりました。令和2年3月にも訴訟を提起しております。その裁判に勝った後に、強制執行2回実施して、70万円ほど取立てをしました。これを市税のほうに優先して充てましたけれども、その結果差押えの対象としていた部分の市税は完納となったんですけれども、国民健康保険料がまだ残っていたということから、支払い督促というものを行って支払いを促したんですけれども、異議の申立てがなされて、訴訟に移行したと。令和5年5月9日付で地方自治法第180条第1項により専決処分を行ったものでございます。第1回の口頭弁論は、明日6月20日に行われる予定です。報告は以上です。よろしくお願いたします。

○委員長 本件について質疑があれば、これを許します。

○内田 専決処分への報告に対する質疑をいたします。まず、御説明ございましたけれども、当該法人につきましては、現在社保の加入等に行っていないのかどうか。あわせて、税金のほうは特徴ではなくて普通徴収なのかどうか、お示してください。

○債権管理課長 まず1点目、社会保険になっているかどうか、現在ということですけれども、滞納期間が令和元年度の5期までということで、元年度の途中から社会保険に切替えがされているところです。ですから、現在国民健康保険料の滞納が増え、新規に増えるということはないということです。それから、市税につきましては、現在特別徴収ではなくて、普通徴収という形となっております。以上です。

○内田 それで、この企業、法人さんからは給与の支払いというのはなされているのでしょうか。

○債権管理課長 毎年給与支払報告書が市民税課のほうに出しておりますので、給与の費用等の支払いがされているというふうに認識しております。以上です。

○内田 滞納しているときのこの方の健康状態に何か課題はございましたか。

○債権管理課長 滞納をしている当時、特に健康上の問題があるというようなことは聞いておりませんでした。以上です。

○内田 ちょっと確認なんですけれども、この方は法人に勤務しているから、法人の給与を差し押さえる関係で訴訟の提起が必要なんですけれども、法人勤務でなければ訴訟をしなくても、これは差押えというのは可能だったということなんですか。

○債権管理課長 会社に勤務していたということで、給与等の差押えを行ったということなんですけれども、仮に自営で、会社勤務ではないというような場合は、例えば自営の方の場合は取引先に対して、売掛金の支払い請求権というのがあるので、それを差押えをするということがございます。

○渡部 私も幾つか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。この方は、このFBIという会社にいつから勤務されているのでしょうか。

○債権管理課長 以前別の会社に勤務していたんですけれども、平成30年ぐらいからこの会社になっているはずですよ。以上です。

○渡部 じゃ、つまりこの会社に、先ほど国保ではなく社会保険というふうに言いました。この会社に勤務しているときに国保だった時代もあって、そのときから、その以前の会社するときも社会保険ではなく国保で、この会社に勤務をしたけれども、この会社も社会保険ではなく国保だった時期があった。その後、社会保険になったから、それ以降はそういった保険料の滞納はないけれども、その以前の会社そのものが、会社が社会保険ではなく国保だったということなのでしょうか。

○債権管理課長 おっしゃるとおりでございます。以上です。

○渡部 そうすると、恐らくかなり小規模な会社なのかなってちょっと想像はするんですけども、この方の年齢とか、その収入、もし示せる範囲で結構ですので、お知らせください。

○債権管理課長 この方は年齢が49歳です。年収は、給与支払報告書では360万とい

うことでございます。以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。——なければ質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

---

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

事務調査項目を事務局に朗読をさせます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

---

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施についてを議題といたします。

平成23年2月18日の議会運営委員会におきまして、各定例会と定例会の間に各常任委員会は原則として各部から事務の執行状況の説明を受けるための委員会を開催することと決定しました。つきましては、当委員会の閉会中の開催について御協議願います。委員会の開催及び開催日程について、いかがでしょうか。

〔「委員長一任」と呼ぶ者あり〕

○委員長 委員長に一任という意見がありますので。——では、閉会中の委員会の開催につきましては、日程等を含めて、正副委員長に一任願います。

---

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のために委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

---

○委員長 以上で本日の総務市民委員会を閉会いたします。

午後 3時15分閉会